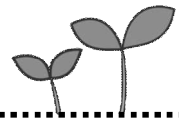


資料編



作 ななみ

資料編

1 国の障害者基本計画（第3次）の概要

国は平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」を策定しました。

計画の概要は、以下のとおりです。

1：障害者基本計画（第3次）について	
1) 位置付け	障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
2) 計画期間	平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間
2：基本的な考え方	
1) 基本理念	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法1条）
2) 基本原則	① 地域社会における共生等（3条） ② 差別の禁止（4条） ③ 国際的協調（5条）
3) 各分野に共通する横断的視点	① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障害特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進
3：分野別施策の基本的方向	
1) 生活支援	障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実等
2) 保健・医療	精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進等
3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等	新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興等
4) 雇用・就業、経済的自立の支援	障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ等
5) 生活環境	住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり等
6) 情報アクセシビリティ	放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実等
7) 安全・安心	防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
8) 差別の解消及び権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
9) 行政サービス等における配慮	選挙等及び司法手続等における配慮等
10) 国際協力	権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信等
4：推進体制	
1) 連携・協力の確保	
2) 広報・啓発活動の推進	
3) 進捗状況の管理及び評価(成果目標)	障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4) 法制的整備	
5) 調査研究及び情報提供	

※ 3：分野別施策の基本的方向の（7,8,9）は第3次計画における新規分野

2 国の第4期障害福祉計画の基本指針の概要

国は平成26年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を告示しました。

基本指針における主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 障害者の地域生活の支援のための規定の整備	
地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。	
(2) 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備	
計画相談支援の利用者の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性を定める。	
(3) 障害児支援の体制整備に係る規定の整備	
子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の確保に関する事項を定める。	
(4) 障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定	
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	▼基本目標（平成 29 年末時点） - 施設入所者（平成 25 年度末時点）の 12%以上地域生活へ移行 - 福祉施設入所者（平成 25 年度末時点）の 4%以上削減 ▼目標の設定にあたって - 第 3 期障害福祉計画で定めた数値目標が未達成（見込み）の場合、未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標として設定する。
② 入院中の精神障害者の地域生活への移行	都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。なお、入院 3 か月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。 ▼目標 - 平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%以上 - 平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上 - 平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少
③ 地域生活支援拠点の整備	▼基本目標（平成 29 年末時点） 市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、障害者の地域支援拠点等を少なくとも一つ整備
④ 福祉施設から一般就労への移行等	平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。 ▼目標 - 平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加 - 全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成
(5) 市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備	
障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析を行い、必要に応じて障害福祉計画の「見直し」の措置を講じること等を盛り込む。	

3 長久手市障がい者自立支援協議会、計画策定部会

(1) 長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、長久手市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等で構成するものとし、その団体名は、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関
- (4) 障がい者関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他の関係者

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて開催するものとし、福祉部長が招集する。

2 協議会の座長は、福祉部長とする。

3 事務局は、前条に規定する構成員の中から検討内容に応じて、必要な構成員を招集することができる。

4 協議会に出席する団体等の構成員は、協議会の議題及びその内容に応じて、適任者を出席させることができる。

5 事務局は、必要に応じて前条に規定する構成員以外の者を招集することができる。

(部会)

第5条 専門部会及びその他の会（以下「部会」という。）は、障がい者の個別ケース等についての支援内容や連携のあり方について協議するほか、専門的事項等について調査研究を行う。

- 2 部会の名称及び所掌事務は別表2に掲げるとおりとする。
- 3 専門部会には、部会長をおくことができる。
- 4 部会長は、同じ部会の中から副部会長を選出することができる。
- 5 専門部会は、必要に応じて開催するものとし、事務局及び部会長が必要な構成員を招集する。
- 6 部会には、構成員以外の者を必要に応じて会議に出席させて意見を求めることができる。
(事務局)

第6条 協議会の事務局は、障がい福祉主管課とする。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員及び部会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表１（第３条関係）

長久手市障がい者自立支援協議会構成員名簿

No.	関係機関	団体名	備考
1	相談支援事業者	特定非営利活動法人百千鳥	相談支援おかげさん
2		社会福祉法人長久手市社会福祉協議会	長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター
3	保健・医療関係者	愛知県瀬戸保健所	
4	教育・雇用関係者	名古屋東公共職業安定所	
5		尾張東部障がい者就業・生活支援センター	アクト
6		長久手市教育委員会	
7	障がい者関係団体	長久手市身体障害者福祉協会	
8		親の会	希望の会、ウェンディの箱、アリエル
9		ほっとクラブ	
10	学識経験者	尾張東部地域相談支援アドバイザー	
11		愛知県立大学	
12	その他の関係者	長久手市民生委員児童委員協議会	
13		長久手市地域包括支援センター	長久手市社会福祉協議会、 愛知たいようの杜
14		社会福祉法人あいち福祉会	たかぎ作業所
15		特定非営利活動法人楽歩	就労支援舞星ジョブ長久手、 就労支援楽種子
16		株式会社フォルツァ	あるく長久手グリーンロード
17		社会福祉法人むそう	
18		長久手市福祉部	福祉課、子育て支援課、健康推進課

別表2（第5条関係）

専門部会の名称及び所掌事務

専門部会の名称	所掌事務
就労・福祉サービス支援部会	・就労に関すること。 ・福祉サービスに関すること。
児童教育支援部会	・未就学児に関すること。 ・小・中学校に関すること。 ・特別支援学校高等部に関すること。
地域生活支援部会	・成年後見制度に関すること。 ・権利擁護に関すること。 ・居住サポートに関すること。 ・地域移行に関すること。
計画策定部会	・障がい者基本計画の策定及び評価に関すること。 ・障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
その他の会	所掌事務
個別支援連絡会	・本人の生活向上等について実施すること。 ・本人に直接又は間接的に関与する多機関・多職種で構成すること。 ・課題の抽出に関すること。
相談支援連絡会	・相談支援相談員の連絡協議に関すること。 ・計画相談支援に関すること。 ・課題の抽出に関すること。

（２）長久手市障がい者自立支援協議会本会議開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
平成 26 年 5 月 30 日 （金曜日） （9：30～10：40）	ながくて エコハウス 多目的室	第 1 回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①第3次障がい者基本計画及び第4期障がい福祉計画の策定について ②今年度の各部会の取組みについて
平成 26 年 11 月 14 日 （金曜日） （9：30～10：30）	ながくて エコハウス 多目的室	第 2 回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①各専門部会の取組状況について ②第3次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第4期障がい福祉計画策定の進捗状況について
平成 27 年 3 月 日 （ 曜 日 ） （ ： ～ ： ）		第3回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①各専門部会の取組状況について ②

(3) 計画策定部会員名簿 ※五十音順

氏名	所属
吉川 雅博 (部会長)	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授
川上 雅也	尾張東部地域相談支援アドバイザー
佐藤 深雪	希望の会 会長
竹田 晴幸	特定非営利活動法人百千鳥 理事長
燈明 泰伸	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所 施設長
野村 賢治	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長
藤田 敏子	長久手市身体障害者福祉協会 会長
水野 美々子	長久手市民生委員児童委員協議会 障がい者部会長
山口 恭美	ほっとクラブ 会長
横倉 裕子	社会福祉法人むそう 総務部長

(4) 計画策定部会開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
平成 26 年 3 月 24 日 (月曜日) (14:30~15:45)	ながくて エコハウス 多目的室	第 1 回障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会 ①計画策定部会の設置について ②長久手市障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定について ③市民アンケートの内容について
平成 26 年 5 月 30 日 (金曜日) (10:45~11:45)	ながくて エコハウス 多目的室	第 2 回障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会 ①アンケートの実施について ②第 2 次障害者基本計画の評価・検証について ③第 3 期障害福祉計画の評価・検証について ④今後のスケジュールについて
平成 26 年 9 月 3 日 (水曜日) (10:00~11:45)	ながくて エコハウス 多目的室	第 3 回障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会 ①ニーズ調査アンケートの集計結果について ②団体・事業者ヒアリングの途中経過について
平成 26 年 11 月 14 日 (金曜日) (10:30~12:00)	ながくて エコハウス 多目的室	第 4 回障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会 ①第 2 回団体・事業者ヒアリングの開催結果について ②第 3 次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第 4 期障がい福祉計画の素案について
平成 27 年 1 月 16 日 (金曜日) (10:00~12:00)	ながくて エコハウス 多目的室	第 5 回障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会 ①第 3 次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第 4 期障がい福祉計画の素案について
平成 27 年 3 月 日 (曜日) (: ~ :)		第 6 回障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会 ①第 3 次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第 4 期障がい福祉計画について

4 庁内障がい福祉委員会

(1) 長久手市庁内障がい福祉委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市障害者基本計画及び長久手市障害福祉計画の策定及び進行管理を行うため、長久手市役所に長久手市庁内障がい福祉委員会（以下「福祉委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 福祉委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 長久手市障害者基本計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。
- (2) 長久手市障害福祉計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。
- (3) 行政機関、大学、研究機関及び民間団体との連携並びに調整に関すること。
- (4) 各課間の連絡、調整等に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 福祉委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 福祉委員会の委員は、別表の部課等の課長補佐級又は係長級の職員とする。

3 福祉委員会の委員長は、福祉課長とする。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、福祉委員会の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、福祉課課長補佐級がその職務を代理する。ただし、課長補佐が不在の場合は、その業務を担当する係長がそれに代わる。

3 委員長は、必要に応じて会議内容等について市長に報告するものとする。

(会議)

第5条 福祉委員会の会議は、委員長が招集し主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、福祉委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(支援等)

第6条 福祉委員会は、長久手市障がい者自立支援協議会に対し、計画の実現のため必要に応じて支援し、又は情報を提供するものとする。

(庶務)

第7条 福祉委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉委員会の運営について必要な事項は、委員長が福祉委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	部 課 等 名
委員長	福祉部福祉課
委員	市長公室政策秘書課
委員	行政経営部経営管理課
委員	行政経営部情報課
委員	総務部行政課
委員	総務部財政課
委員	くらし文化部たつせがある課
委員	くらし文化部安心安全課
委員	くらし文化部産業緑地課
委員	くらし文化部生涯学習課
委員	くらし文化部文化の家
委員	福祉部長寿課
委員	福祉部子育て支援課
委員	福祉部健康推進課
委員	建設部土木課
委員	建設部都市計画課
委員	建設部区画整理課
委員	教育部教育総務課
委員	教育部中央図書館
委員	消防本部総務課

（２）庁内障がい福祉委員会開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
平成 26 年 7 月 1 日 （火曜日） （15：00～16：00）	北庁舎 2 階 第 5 会議室 及び 災害対策本部室	第 1 回庁内障がい福祉委員会 ①庁内障がい福祉委員会の設置について ②第 3 次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第 4 期障がい福祉計画の背景について ③今後のスケジュールについて
平成 26 年 11 月 25 日 （火曜日） （13：30～14：30）	西庁舎 2 階 第 7・8 会議室	第 2 回庁内障がい福祉委員会 ①第 3 次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第 4 期障がい福祉計画素案について ②各課等への依頼事項について
平成 27 年 3 月 日 （ 曜 日 ） （ ： ～ ： ）		第 3 回庁内障がい福祉委員会 ①第 3 次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第 4 期障がい福祉計画について ②施策の進行管理について



第3次長久手市障がい者基本計画
長久手市第4期障がい福祉計画

発 行：長久手市
企画・編集：長久手市福祉部福祉課
住 所：〒480-1196
長久手市岩作城の内 60 番地 1
TEL 0561-56-0614（直通）
FAX 0561-63-2940

発行年月：平成27年3月